

改正案

現行

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・5 (略)</p> <p>6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつて、その当事者（第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。第三章において同じ。）のいずれかが銀行持株会社等でないものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第 号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 会社分割（金融機関等が共同して行う新設分割、金融機関等が単独で行う新設分割（事業の一部を承継させる新設分割であつて、当該新設分割の後において当該新設分割により事業の一部を承継させた会社及び当該新設分割により新たに設立された会社が金融機関等である場合に限る。）及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）に限る。）</p> <p>五 会社分割による事業の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）による事業の承継に限る。）</p> <p>六 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）</p> <p>七 他の金融機関等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）</p> <p>八 他の金融機関等からの交付による株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。）</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(経営強化計画)</p> <p>第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・5 (略)</p> <p>6 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される完全親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 会社の分割（金融機関等が共同して行う新設分割、金融機関等が単独で行う新設分割（営業の一部を承継させる新設分割であつて、当該新設分割の後において当該新設分割により営業の一部を承継させた会社及び当該新設分割により新たに設立された会社が金融機関等である場合に限る。）及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）に限る。）</p> <p>五 会社の分割による営業の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）による営業の承継に限る。）</p> <p>六 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）</p> <p>七 他の金融機関等への株式の移転又は発行（当該移転又は発行により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）</p> <p>八 他の金融機関等からの移転又は発行による株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。）</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(経営強化計画)</p> <p>第四条 (同上)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社（当該銀行持株会社等がその子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実に同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画（経営の強化のための計画をいう。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 十（略）

2（略）

（株式等の引受け等の決定）

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 九（略）

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

一 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

二 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

三 当該株式又は、若しくは、に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

十一（略）

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第百十五条に規定する議決権制限株式（主務

一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであって、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 十（略）

2（略）

（株式等の引受け等の決定）

第五条（同上）

一 九（略）

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

十一（略）

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株

省令で定めるものに限る。)であって、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

### 3 6 (略)

#### (議決権制限株式の発行の特例)

第七条 会社法第百十五条の規定の適用については、金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する議決権制限等株式は、ないものとみなす。

### 2 (略)

3 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十六條の規定の適用については、同条中「次の書画」とあるのは、「次の書画及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)第五条第一項の規定による決定に従った同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書画」とする。

#### (優先出資の発行の特例)

第八条 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

### 2 (略)

#### (経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第十条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

式(主務省令で定めるものに限る。)であって、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

### 3 6 (略)

#### (議決権制限株式の発行の特例)

第七条 商法第百二十二条第五項及び第六項の規定の適用については、金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する議決権制限等株式は、ないものとみなす。

### 2 (略)

3 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第八十二條の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)第五条第一項の規定による決定に従った同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書画」とする。

#### (優先出資の発行の特例)

第八条 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

### 2 (略)

#### (経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第十条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)、同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社

2| 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一| 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等

(次に掲げるものを含む。)(その他の政令で定める株式等

イ| 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

一| 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあって

は、その請求により転換された他の種類の株式

二| 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつ

ては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

三| 当該株式又は若しくはに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合され

た株式

ロ| 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先

出資

二| 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等

を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関

等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に

規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。)(又は株式移転設立完全親会社とな

った会社から協定銀行が割当てを受けた株式(次に掲げるものを含む。)(その他の政令で

定める株式

イ| 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては

、その請求により転換された他の種類の株式

ロ| 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあって

は、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ| 当該株式又は若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された

株式

3| 第六条の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を

受けた場合における当該報告について準用する。

第十一条 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより

等の完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)(その他の政令で定める株式等をいう。以下この章において同じ。)(又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)(の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。)

(新設)

2| 第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第十一条 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより

株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

## 2 (略)

### (経営強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十二条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

## 2 5 (略)

### (株式交換等の認可)

第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をす

株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

## 2 (略)

### (経営強化計画の実施期間が終了した後の措置)

第十二条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

## 2 5 (略)

### (株式交換等の認可)

第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 (同上)

るものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二・三 （略）

3 発行金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその子会社であって、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社（同条第七項に規定する承継子会社をいう。）を含む。）であるものは、その実施している経営強化計画（第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二・三 （略）

4 （略）

（合併等の認可）

第十四条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この条及び第二十四条において「合併等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二・三 （略）

3 発行金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその子会社であって、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社（同条第七項に規定する承継子会社をいう。）を含む。）であるものは、その実施している経営強化計画（第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となった会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二・三 （略）

4 （略）

（合併等の認可）

第十四条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この条及び第二十四条において「合併等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 （同上）

一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）に係る事業（以下この項において「経営強化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二・三 （略）

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 （略）

3 6 （略）

7 前各項の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなったもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第四条第一項、前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したもの、第九条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。））、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。））、第十一項及び第十二項の規定において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第一項 | 合併、会社分割 | 協定銀行が当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又 |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------|

一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）に係る営業若しくは事業（以下この項において「経営強化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二・三 （略）

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 （略）

3 6 （略）

7 （同上）

| 第一項 | 合併、会社の分割 | 協定銀行が当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又 |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------|



|     |     |                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 第二項 | は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、 <u>会社分割</u>                                                                                                                                                            |
| (略) | (略) | 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）に係る事業 |

8  
12 (略)

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み）

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成（金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。）である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名であるものに限る。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうか

|     |     |                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 第二項 | は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、 <u>会社の分割</u>                                                                                                                                                              |
| (略) | (略) | 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）に係る <u>営業若しくは事業</u> |

8  
12 (略)

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み）

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成（金融組織再編成のうち合併、営業の全部を承継させる会社の分割、会社の分割による営業の全部の承継又は営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。）である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名であるものに限る。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け



の決定を求めなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定する「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成、株式移転及び事業の一部を承継させる新設分割を除く。）を行う場合 当該金融機関等

二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関等

イ (略)

ロ 金融機関等が事業の全部を承継させる会社分割又は会社分割による事業の全部の承継を行う場合 当該分割により事業の全部を承継する金融機関等

ハ 金融機関等が事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合 事業の全部を譲り受ける金融機関等

三 金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等

四 金融機関等が事業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等

4 第二項に規定する「組織再編成銀行持株会社等」とは、金融組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一・二 (略)

三 金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社となる銀行持株会社等

(金融組織再編成に係る経営強化計画)

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。）が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等（当該金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては銀行持株会社等を除き、当該金融組織再編成が株式移転である場合にあっては当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実に同条第一項の申込みをする金融機関等を除く。以下この項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等

等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 (略)

3 (同上)

一 金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成、株式移転及び営業の一部を承継させる新設分割を除く。）を行う場合 当該金融機関等

二 (同上)

イ (略)

ロ 金融機関等が営業の全部を承継させる会社の分割又は会社の分割による営業の全部の承継を行う場合 当該分割により営業の全部を承継する金融機関等

ハ 金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合 営業又は事業の全部を譲り受ける金融機関等

三 金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により完全親会社となる銀行持株会社等

四 金融機関等が営業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等

4 (同上)

一・二 (略)

三 金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の完全親会社となる銀行持株会社等

(金融組織再編成に係る経営強化計画)

第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。）が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等（当該金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては銀行持株会社等を除き、当該金融組織再編成が株式移転である場合にあっては当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実に同条第一項の申込みをする金融機関等を除く。以下この項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出

と連名で提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二（略）

2 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、次に掲げる金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項第一号から第四号まで及び第五号（ロからニまでを除く。）に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならぬ。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一（略）

二 金融組織再編成（株式移転に限る。）の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの

3（略）

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等）

第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一（略）

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

一 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

二 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

三 当該株式又は若しくはに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであって、営業年度又は事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二（略）

2（同上）

一（略）

二 金融組織再編成（株式移転に限る。）の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの

3（略）

（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等）

第十七条（同上）

一（略）

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 (略)

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第百十五條に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 (略)

4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

| (略)          |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 第十七条第一項及び第五項 | 認定経営基盤強化計画                      |
|              | 金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画 |

5 (略)

6 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となった銀行持株会社等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

7 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該新たに設立され

八 (略)

2 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 (略)

4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

| (略)           |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 第四十二条第一項及び第五項 | 認定経営基盤強化計画                      |
|               | 金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画 |

5 (略)

6 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当該金融組織再編成により完全親会社となった銀行持株会社等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

7 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が営業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該新たに設立され

た金融機関等に事業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

8 (略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画の変更)

第十九条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、第一号から第三号まで、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(ニを除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからホまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニに掲げる要件を除く。)のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更に係るものであるときは、第一号から第九号までに掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定による承認を行うことができる。

一六 (略)

七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八・九 (略)

4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

| (略)          |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 第十七条第一項及び第五項 | 認定経営基盤強化計画                           |
|              | 金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画 |

た金融機関等に営業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

8 (略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画の変更)

第十九条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一六 (略)

七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八・九 (略)

4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

| (略)           |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 第四十二条第一項及び第五項 | 認定経営基盤強化計画                           |
|               | 金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画 |

(金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第二十條 計画提出金融機関等(経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2| 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(次に掲げるものを含む。)その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

一 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

二 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

三 当該株式又は、若しくは、に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は

(金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第二十條 計画提出金融機関等(経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。))、同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。))その他の政令で定める株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

(新設)

株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

3| 第六条の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする。

第二十一条 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2  
(略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第二十二條 基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は、その実施している経営強化計画（第十六条第一項若しくは第十七条第七項（第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項の

2| 第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする。

第二十一条 主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2  
(略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第二十二條 基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は、その実施している経営強化計画（第十六条第一項若しくは第十七条第七項（第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項の



規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びニに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

## 2 (略)

3 基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は、その実施している経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

## 4 (略)

### 一五 (略)

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等）  
第二十三条 第十七条第一項の規定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行組織再編成金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びニに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

## 2 (略)

3 基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は、その実施している経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

## 4 (略)

### 一五 (略)

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等）  
第二十三条 第十七条第一項の規定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行組織再編成金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行組織再編成金融機関等が完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。



2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

#### 二・三（略）

3 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等（次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。次項において同じ。）であつて、経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）若しくはこの項の規定により提出したもの、第十九条第一項（第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。以下この項において「旧経営強化計画」という。）を実施しているものは、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項（当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

#### 二・三（略）

4 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等であつて、経営計画（前条第三項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したものを含む。）を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

2 （同上）

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

#### 二・三（略）

3 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等（次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。次項において同じ。）であつて、経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）若しくはこの項の規定により提出したもの、第十九条第一項（第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものをいう。以下この項において「旧経営強化計画」という。）を実施しているものは、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となった会社と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項（当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

#### 二・三（略）

4 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等であつて、経営計画（前条第三項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したものを含む。）を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となった会社と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、前三条の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する前条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表右欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| (略)     |                                                                                                                        | (略)                                                                                                             |  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第十九条第三項 |                                                                                                                        | (略)                                                                                                             |  |
| (略)     | 七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 | 七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 |  |

(組織再編成金融機関等の合併等の認可等)

第二十四条 (略)

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二條第三項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定によ

5 (同上)

| (略)     |                                                                                                                                   | (略)                                                                                                             |  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第十九条第三項 |                                                                                                                                   | (略)                                                                                                             |  |
| (略)     | 七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 | 七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 |  |

(組織再編成金融機関等の合併等の認可等)

第二十四条 (略)

2 (同上)

一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二條第三項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定によ

り提出したものをいう。）に係る事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。

二・三（略）

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五（略）

3（略）

6（同上）

6 前各項の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなったもの（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等（以下この条において「承継組織再編成子会社」という。）を含む。以下この条において「対象組織再編成子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）、前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項（前条第五項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項（前条第五項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。）、又は経営計画（第二十二条第三項（前条第五項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定、前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第十項の規定により提出したものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第一項 | 合併等                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社 |

り提出したものをいう。）に係る営業若しくは事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。

二・三（略）

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五（略）

3（略）

6（同上）

| 第一項 | 合併等                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社 |

| 第二項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                        |                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二条第三項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業 | 当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等が、当該金融機関等又は合併等の後において当該経営強化計画若しくは経営計画に係る事業 | 等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併等 |

7  
10  
(略)

11 第六条の規定は主務大臣が第三項（第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による承認をした場合における第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた経営計画について、第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第三項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社について、第二十条及び第二十一条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社（当該経営強化計画又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、第二十二条の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編

| 第二項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                        |                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二条第三項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る営業若しくは事業 | 当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等が、当該金融機関等又は合併等の後において当該経営強化計画若しくは経営計画に係る営業 | 等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併等 |

7  
10  
(同上)  
(略)

成子会社について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第十九条第三項                                                                                                                |                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                                                                                    | (略)                                                                                                             |
| 七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 | 七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 |

12

第六条の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、第二十条から第二十二条までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、前条の規定は承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 第十九条第三項                                                                                     |                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                                                         | (略)                                                                                  |
| 七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難で | 七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該 |

12

| 第十九条第三項                                                                                                                           |                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                                                                                               | (略)                                                                                                             |
| 七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 | 七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 |

(同上)

| 第十九条第三項                                                                                     |                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                                                         | (略)                                                                                  |
| 七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返 | 七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該 |

|         |     |     |                                 |                                     |
|---------|-----|-----|---------------------------------|-------------------------------------|
|         |     |     | あると認められる場合として<br>政令で定める場合でないこと。 | 地域における経済の活性化<br>のために適切なものである<br>こと。 |
| (略)     | (略) | (略) | (略)                             | (略)                                 |
| 第二十条第三項 | (略) | (略) | (略)                             | (略)                                 |
| (略)     | (略) | (略) | (略)                             | (略)                                 |

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

一、四 (略)

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る対象協同組織中央金融機関が前条第一項の規定により提出した経営強化計画（第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第一項の規定により提出したものを含む。）を実施するために必要な指導を行うことができる。

3 (略)

(経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置)

第三十一条 計画提出協同組織中央金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る同項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合は、この限りでない。

2 (略)

|         |     |     |                                        |                                     |
|---------|-----|-----|----------------------------------------|-------------------------------------|
|         |     |     | 済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。 | 地域における経済の活性化<br>のために適切なものである<br>こと。 |
| (略)     | (略) | (略) | (略)                                    | (略)                                 |
| 第二十条第二項 | (略) | (略) | (略)                                    | (略)                                 |
| (略)     | (略) | (略) | (略)                                    | (略)                                 |

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 (同上)

一、四 (略)

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

2 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る対象協同組織中央金融機関が前条第一項の規定により提出した経営強化計画（第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第三十三条第一項の規定により提出したものを含む。）を実施するために必要な指導を行うことができる。

3 (略)

(経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置)

第三十一条 計画提出協同組織中央金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る同項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けた場合は、この限りでない。

2 (略)

第三十二条 主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画又は経営強化指導計画に記載された措置であつて当該経営強化計画又は経営強化指導計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）は、その実施している経営強化計画（第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項（当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる事項が記載されている場合にあつては、第四条第一項第五号に掲げる事項を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、その実施している経営強化計画（第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう、この項の規定により提出した経営計画を含む。）の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

一五 (略)

4・5 (略)

第三十二条 主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画又は経営強化指導計画に記載された措置であつて当該経営強化計画又は経営強化指導計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）は、その実施している経営強化計画（第二十七条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項（当該経営強化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる事項が記載されている場合にあつては、第四条第一項第五号に掲げる事項を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、その実施している経営強化計画（第二十七条第一項の規定により提出したもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう、この項の規定により提出した経営計画を含む。）の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

一五 (略)

4・5 (略)



(協同組織金融機関の合併等の認可)

第三十四条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。）であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等（合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 三 (略)

四 合併等により協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 (略)

3 7 (略)

(預金保険機構の業務の特例)

第三十五条 (略)

2 前項に規定する「金融機関等の自己資本の充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 五 (略)

六 取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等又は第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。

七 九 (略)

(借入金及び預金保険機構債)

第四十四条 機構は、金融機能強化業務を行うため必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。次項及び次条において同じ。）をし、又は預金保険機構債（以下この条及び次条において「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。次項において同じ。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は機構債の発行を行う場合における一時的な資金

(協同組織金融機関の合併等の認可)

第三十四条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。）であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等（合併又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 (同上)

一 三 (略)

四 合併等により協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 (略)

3 7 (略)

(預金保険機構の業務の特例)

第三十五条 (略)

2 (同上)

一 五 (略)

六 取得株式等（第十条第一項に規定する取得株式等又は第二十条第一項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。

七 九 (略)

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十四条 機構は、金融機能強化業務を行うため必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。次項及び次条において同じ。）をし、又は預金保険機構債券（以下この条及び次条において「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。次項において同じ。）をすることができる。

2 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債券の発行を行う場合における一時的な資金繰

繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の前項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の前項の規定による合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4・5 (略)

6 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の機構債に係る債務の保証をすることができる。

りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の前項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の前項の規定による合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4・5 (略)

6 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

改正案

現行

（免許の申請）

第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第八条第一項において同じ。）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 （略）

六 （略）

2・3 （略）

（免許の基準）

第五条 （略）

2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 取締役会を置く株式会社でない者

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものととして政令で定める金額に満たない株式会社

三・四 （略）

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第一百零二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第八條ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の

（免許の申請）

第四条 （同上）

一 （略）

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。次条第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第十六条において「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役。第八条第一項において同じ。）の氏名

（新設）

四 （略）

五 （略）

2・3 （略）

（免許の基準）

第五条 （略）

2 （同上）

一 株式会社でない者

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものととして政令で定める金額に満たない株式会社

三・四 （略）

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第一百零二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第八條ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の

法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号、第八号二及び第十号イにおいて同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。第八号二、ホ及びヘ並びに第十号イにおいて同じ。）から五年を経過しない株式会社

六 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社

#### 七（略）

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項及び第四十五条第二項において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

#### イハ（略）

二 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、若しくは第八十二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役、会計参与若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であった者でその取

法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号、第八号二及び第十号イにおいて同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。第八号二、ホ及びヘ並びに第十号イにおいて同じ。）から五年を経過しない株式会社

六 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社

#### 七（略）

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項及び第四十五条第二項において同じ。）、又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

#### イハ（略）

二 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、若しくは第八十二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消された場合、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であった者でその取消しの日か

消しの日から五年を経過しない者

ホ・ヘ (略)

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項若しくは第二百二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

チ 第六号に規定する法律、会社法（平成十七年法律第 号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

## 九 (略)

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第二百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ (略)

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる

ら五年を経過しない者

ホ・ヘ (略)

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項若しくは第二百二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

チ 第六号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、商法特例法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

## 九 (略)

十 (同上)

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第二百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ (略)

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに

者のうちに第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社があつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

7.8 (略)

(資本金の額の減少)

第六條 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(登録の申請)

第八条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下この条、第十条第一項、第四十五条第一項第三号及び第百十一条第三号において同じ。）を受けようとする者（第十条第一項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

略

二 資本金の額

三  
(略)

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五  
(略)

六  
(略)

2.  
3  
(略)

(登録の拒否)

第十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の

第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

6 第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7.8 (略)

(資本の額の減少)

第六條 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、その資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(登録の申請)

第八条  
(同上)

略

二 資本の額

三  
(略)

（新設）

四  
(略)

五  
(略)

2.  
3  
(略)

(登録の拒否)

第十条（同上）

申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 (五) (略)

2 (略)

(商号)

第十四条 (略)

2 信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第五条第一項の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

(取締役の兼職の制限等)

第十六条 信託会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営む場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、信託会社については、適用しない。

(信託契約締結時の書面交付)

第二十六条 (略)

2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

3 (略)

(信託財産に係る債務の相殺)

第三十一条 信託会社は、信託財産に属する債権で清算機関(証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十

一 (略)

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 (五) (略)

2 (略)

(商号)

第十四条 (略)

2 信託会社でない者は、その商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債信託法第五条第一項の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

(取締役の兼職の制限)

第十六条 信託会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営む場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(新設)

(信託契約締結時の書面交付)

第二十六条 (略)

2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

3 (略)

(信託財産に係る債務の相殺)

第三十一条 信託会社は、信託財産に属する債権で清算機関(証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十



五項に規定する金融先物清算機関をいう。以下この項において同じ。）を債務者とするもの（清算機関が債務引受け（証券取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する有価証券債務引受業等又は金融先物取引法第三十七条第一項に規定する金融先物債務引受業等として行う債務引受けに限る。以下この項において同じ。）により債務者となった場合に限る。）については、他の信託財産に属する債務（清算機関による債務引受けの対価として負担したものに限る。）と相殺をすることができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 2 (略)

### (事業年度)

第三十二条 信託会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

### (事業報告書)

第三十三条 信託会社は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

### (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第三十四条 信託会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2| 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって作成することができる。

3| 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

### (株主の帳簿閲覧権の否認)

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社(管理型信託会社を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)の会計帳簿及びこれに関する資料(信託財産に係るものに限る。)については、適用しない。

五項に規定する金融先物清算機関をいう。以下この項において同じ。）を債務者とするもの（清算機関が債務引受け（証券取引法第百五十六条の三第一項第五号に規定する有価証券債務引受業等又は金融先物取引法第三十七条第一項に規定する金融先物債務引受業等として行う債務引受けに限る。以下この項において同じ。）により債務者となった場合に限る。）については、他の信託財産に属する債務（清算機関による債務引受けの対価として負担したものに限る。）と相殺をすることができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 2 (略)

### (営業年度)

第三十二条 信託会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

### (営業報告書)

第三十三条 信託会社は、営業年度ごとに、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

### (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第三十四条 信託会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

### (新設)

### (新設)

### (株主等の帳簿閲覧権の否認)

第三十五条 商法第二百九十三条ノ六及び第二百九十三条ノ八並びに有限会社法第四十四条ノ三の規定は、信託会社(管理型信託会社を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)の会計の帳簿及び資料(信託財産に係るものに限る。)については、適用しない。

(新設分割の認可)  
第三十七条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

(吸収分割の認可)  
第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

(事業譲渡の認可)  
第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 5 (略)

(権利義務の承継)  
第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は会社分割により信託業の承継をした信託会社について、前項の規定は会社分割について異議を述べた受益者について、それぞれ準用する。

(届出等)  
第四十一条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。

二 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、会社分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 (略)

(新設分割の認可)  
第三十七条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、分割計画書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

(吸収分割の認可)  
第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、分割計画書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

(営業譲渡の認可)  
第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡（次項において「営業譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする営業譲渡については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、営業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けをする信託会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 5 (略)

(権利義務の承継)  
第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は分割により信託業の承継をした信託会社について、前項の規定は分割について異議を述べた受益者について、それぞれ準用する。

(届出等)  
第四十一条 (同上)

一 破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。

二 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、分割により信託業の一部の承継をさせ、又は信託業の一部の譲渡をしたとき。

三 (略)

2 信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。

二 四（略）

3 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4・5（略）

6 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、信託会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（運用型信託会社に対する監督上の処分）

第四十四条（略）

2 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなったとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に対し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ずることができる。

（管理型信託会社に対する監督上の処分）

第四十五条（略）

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなったとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ずることができる。

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3（略）

2 信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託業を廃止したとき（分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）。

二 四（略）

3 信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による信託業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4・5（略）

（新設）

（運用型信託会社に対する監督上の処分）

第四十四条（略）

2 内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなったとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に対し当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

（管理型信託会社に対する監督上の処分）

第四十五条（略）

2 内閣総理大臣は、管理型信託会社の取締役若しくは執行役又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなったとき、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対し当該取締役若しくは執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3（略）

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)  
第五十二条 (略)

2 第八条(第一項第四号を除く。)、第九条及び第十条(第一項第二号を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|           |                    |                             |
|-----------|--------------------|-----------------------------|
| (略)       | 資本金                | 資本金又は出資                     |
| 第八条第一項第二号 |                    |                             |
| (略)       | 信託業務               | 信託業務(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。) |
| 第八条第一項第五号 |                    |                             |
| 第八条第一項第六号 | 本店その他の営業所          | 主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所     |
| (略)       |                    |                             |
| 第十条第一項第三号 | 前号に規定する金額に満たない株式会社 | 資本金又は出資の額に満たない法人            |
| (略)       |                    |                             |

3 承認事業者が第一項の登録を受けて信託の引受けを行う場合には、当該承認事業者を信託会社(第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第四十五条、第四十六条第三項並びに第四十七条にあっては、管理型信託会社)とみなして、第十一条(第十項の登録の未更新並びに免許の取消し及び失効に係る部分を除く。)、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第二十一条から第二十九条まで、第三十三条、第三十四条、第四十一条(第五項を除く。)、第四十二条(第二項を除く。)、第四十三条、第四十五条、第四十六条(免許の失効に係る部分を除く。)、第四十七条(登録の未更新に係る部分を除く。)、第四十八条(免許の取消しに係る部分を除く。)、第四十九条(登録の未更新及び免許の取消しに係る部分を除く。)並びに第五十条並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|               |     |          |
|---------------|-----|----------|
| (略)           |     |          |
| 第三十四条第一項及び第三項 | 営業所 | 営業所又は事務所 |

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)  
第五十二条 (略)

2 第八条、第九条及び第十条(第一項第二号を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|           |                    |                             |
|-----------|--------------------|-----------------------------|
| (略)       | 資本                 | 資本又は出資                      |
| 第八条第一項第二号 |                    |                             |
| (略)       | 信託業務               | 信託業務(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。) |
| 第八条第一項第四号 |                    |                             |
| 第八条第一項第五号 | 本店その他の営業所          | 主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所     |
| (略)       |                    |                             |
| 第十条第一項第三号 | 前号に規定する金額に満たない株式会社 | 資本又は出資の額に満たない法人             |
| (略)       |                    |                             |

3 (同上)

|       |     |          |
|-------|-----|----------|
| (略)   |     |          |
| 第三十四条 | 営業所 | 営業所又は事務所 |

|             |                                                         |                                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第四十一条第二項第一号 | 信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。） | 信託業を廃止したとき（会社分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）又は大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき |
| （略）         | （略）                                                     |                                                                                                                               |
| 第四十五条第二項    | 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役                                    | 役員                                                                                                                            |
| （略）         |                                                         |                                                                                                                               |

（免許）  
第五十三条 （略）

2 前項の免許を受けようとする者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、信託業務を営むすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 資本金の額

三 役員（取締役及び執行役、会計参与並びに監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四～六 （略）

3～5 （略）

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 （略）

二 第二項第二号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三・四 （略）

五 次条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定

|             |                                                       |                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第四十一条第二項第一号 | 信託業を廃止したとき（分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。） | 信託業を廃止したとき（分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。）又は大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき |
| （略）         | （略）                                                   |                                                                                                                             |
| 第四十五条第二項    | 取締役若しくは執行役又は監査役                                       | 役員                                                                                                                          |
| （略）         |                                                       |                                                                                                                             |

（免許）  
第五十三条 （略）

2 （同上）

一 （略）

二 資本の額

三 役員（取締役及び執行役並びに監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四～六 （略）

3～5 （略）

6 （同上）

一 （略）

二 第二項第二号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三・四 （略）

五 次条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定

により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第二百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。）をこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない法人

六〇九（略）

7 第二項第二号の資本金の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8・9（略）

（登録）

第五十四条（略）

2（略）

3 第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項、第六十条第一項第三号及び第一百一十一条第三号において同じ。）を受けようとする者（第六項において「申請者」という。）は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 資本金の額

三〇六（略）

4・5（略）

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一（略）

二 第三項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三〇五（略）

7 第三項第二号の資本金の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8・10（略）

により次条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第二百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第五条第一項の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録若しくは認可に類する許可その他の行政処分を含む。）をこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する当該国の法令の規定により取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない法人

六〇九（略）

7 第二項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8・9（略）

（登録）

第五十四条（略）

2（略）

3（同上）

一（略）

二 資本の額

三〇六（略）

4・5（略）

6（同上）

一（略）

二 第三項第二号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三〇五（略）

7 第三項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8・10（略）

(損失準備金等)

第五十五条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において計上しなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定により計上された損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

4 外国信託会社は、第一項又は第二項の規定により計上された損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(届出等)

第五十七条 外国信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。

二・三 (略)

2・5 (略)

6 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国信託会社が電子公告（同法第二条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。）によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第六十二条 裁判所は、外国信託会社の国内における清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を

(損失準備金等)

第五十五条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において積み立てなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

4 外国信託会社は、第一項又は第二項の規定により積み立てられた損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(届出等)

第五十七条 (同上)

一 国内において破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。

二・三 (略)

2・5 (略)

(新設)

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第六十二条 裁判所は、外国信託会社の国内における清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を



依頼することができる。

2 (略)

(この法律の適用関係)

第六十三条 外国信託会社については信託会社とみなし、管理型外国信託会社については管理型信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社の取締役とみなして、第二章の規定（第三条から第十条まで、第十二条、第十四条第二項、第十七条から第二十一条まで、第三十二条、第三十五条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条及び第四十九条から第五十二条までの規定を除く。）及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|     |       |     |                  |                            |
|-----|-------|-----|------------------|----------------------------|
| (略) | 第三十三条 |     | 事業年度ごとに          | 毎年四月から翌年三月までの期間ごとに         |
|     | 第三十四条 |     | 事業年度ごとに<br>毎事業年度 | 毎年四月から翌年三月までの期間ごとに<br>当該期間 |
| (略) | (略)   | (略) | (略)              | (略)                        |

2 (略)

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(所屬信託会社の説明書類の縦覧)

第七十八条 信託契約代理店は、所屬信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所屬信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2| 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、信託契約代理業を

くは調査を依頼することができる。

2 (略)

(この法律の適用関係)

第六十三条 (同上)

|     |       |     |                  |                            |
|-----|-------|-----|------------------|----------------------------|
| (略) | 第三十三条 |     | 営業年度ごとに          | 毎年四月から翌年三月までの期間ごとに         |
|     | 第三十四条 |     | 営業年度ごとに<br>毎営業年度 | 毎年四月から翌年三月までの期間ごとに<br>当該期間 |
| (略) | (略)   | (略) | (略)              | (略)                        |

2 (略)

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十七条 信託契約代理店は、営業年度又は事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(所屬信託会社の説明書類の縦覧)

第七十八条 信託契約代理店は、所屬信託会社の営業年度又は事業年度ごとに、第三十四条の規定により当該所屬信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(新設)

営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

(廃業等の届出)

第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 信託契約代理業を廃止したとき（会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む。）。
- 二 五（略）

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第九十八条 信託受益権販売業者は、事業年度ごとに、信託受益権販売業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(廃業等の届出)

第九十九条 信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 信託受益権販売業を廃止したとき（会社分割により信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき、又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたときを含む。）。
- 二 五（略）

二五 (略)

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一六 (略)

七 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情

(廃業等の届出)

第七十九条 (同上)

- 一 信託契約代理業を廃止したとき（分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む。）。
- 二 五（略）

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第九十八条 信託受益権販売業者は、営業年度又は事業年度ごとに、信託受益権販売業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(廃業等の届出)

第九十九条 (同上)

- 一 信託受益権販売業を廃止したとき（分割により信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき、又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたときを含む。）。
- 二 五（略）

第一百十三条 (同上)

一六 (略)

七 第三十四条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者

報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

八〇二十七 (略)

二十八 第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二十九〇三十四 (略)

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本金の額を減少した者

二〇三 (略)

四 第十六条第一項の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

五〇七 (略)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

八 第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

九〇十六 (略)

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、信託会社の役員若しくは清算人、外国信託会社の国内における代表者若しくは清算人又は信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者（当該信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者が法人であるときは、その役員若しくは清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を計上せず、又はこれを使用したとき。

八〇二十七 (略)

二十八 第七十八条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者

二十九〇三十四 (略)

第百十四条 (同上)

一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本の額を減少した者

二〇三 (略)

四 第十六条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

五〇七 (略)

第百十六条 (同上)

一〇七 (略)

(新設)

八〇十五 (略)

第百十八条 (同上)

一 (略)

二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

|                                                                                                          |                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <p>三 (略)</p> <p>四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十一条(電子公告調査)の規定に違反して、同条の調査を求めなかったとき。</p> <p>五 十一 (略)</p>         | <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 十 (略)</p> |
| <p>第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p>                                                              | <p>第百十九条 (同上)</p>                       |
| <p>一 (略)</p>                                                                                             | <p>一 (略)</p>                            |
| <p>二 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項(調査の義務等)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>                                 | <p>(新設)</p>                             |
| <p>三 正当な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号(財務諸表等の備置き及び閲覧等)又は第九百五十五条第二項各号(調査記録簿等の記載等)に掲げる請求を拒んだ者</p> | <p>(新設)</p>                             |
| <p>四 六 (略)</p>                                                                                           | <p>二 四 (略)</p>                          |

改 正 案

（特定保険業者の届出）

第三条 前条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者（特定保険業者になろうとする同条第二項に規定する者を含む。）は、施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない。

一 （略）

二 法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額

三・四 （略）

2・3 （略）

（特定保険業者に対する新保険業法の規定の適用）

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二から第百条の四までの規定、新保険業法第二百七十二条の十六第一項及び第二百七十二条の二十二から第二百七十二条の二十四までの規定並びに新保険業法第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六及び第二百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二中「確保するための措置」とあるのは「確保するための措置（内閣府令で定めるものに限る。）」と、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の三中「取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」とあるのは「取引又は行為（内閣府令で定めるものに限る。）をしてはならない」と、新保険業法第二百七十二条の二十四第一項中「第二百七十二条の第二項第四号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険料の算出方法又は責任準備金の算出方法として定めた事項」と、「同号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「当該事項」と、同条第二項中「第二百七十二条の第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）又は保険料の算出方法若しくは責任準備金の算出方法として定めた事項」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を

現 行

（特定保険業者の届出）

第三条 前条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者（特定保険業者になろうとする同条第二項に規定する者を含む。）は、施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない。

一 （略）

二 法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額

三・四 （略）

2・3 （略）

（特定保険業者に対する新保険業法の規定の適用）

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二及び第百条の三の規定、新保険業法第二百七十二条の十六第一項及び第二百七十二条の二十二から第二百七十二条の二十四までの規定並びに新保険業法第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六及び第二百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の二中「確保するための措置」とあるのは「確保するための措置（内閣府令で定めるものに限る。）」と、新保険業法第二百七十二条の十三第二項において準用する新保険業法第百条の三中「取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」とあるのは「取引又は行為（内閣府令で定めるものに限る。）をしてはならない」と、新保険業法第二百七十二条の二十四第一項中「第二百七十二条の第二項第四号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険料の算出方法又は責任準備金の算出方法として定めた事項」と、「同号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「当該事項」と、同条第二項中「第二百七十二条の第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）又は保険料の算出方法若しくは責任準備金の算出方法として定めた事項」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を取り

取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第七号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなったとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなったとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

## 2／6（略）

7 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が保険契約の移転を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新保険業法第二百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十六条の二第二項中「取締役（委員会設置会社）にあっては、執行役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十八条中「第百三十六条第一項の決議があった時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

## 8／16（略）

（免許審査基準に関する経過措置等）

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者（当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政

消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第七号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなったとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなったとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

## 2／6（略）

7 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が保険契約の移転を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新保険業法第二百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十六条の二第二項中「取締役（委員会等設置会社）にあっては、執行役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十八条中「第百三十六条第一項の決議があった時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

## 8／16（略）

（免許審査基準に関する経過措置等）

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者（当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政

政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

- 2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3・5 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等に関する経過措置)

- 第十四条 新保険業法第二百七十一条の二十四の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した営業年度に係る旧保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書については、なお従前の例による。

(特定保険業を行う法人に関する経過措置)

第十五条 (略)

- 2 前項の法人に対する新保険業法第二百七十二条の二第一項及び第二百七十二条の四第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の二第一項第二号中「資本金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第三号中「取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)」とあるのは「役員」と、新保険業法第二百七十二条の四第一項第二号中「資本金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第三号から第八号までの規定中「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第九号中「他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う」とあるのは「他に行う」と、「認められる株式会社等」とあるのは「認められる法人」と、同項第十号中「取締役、執行役、会計参事又は監査役」とあるのは「役員」と、「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第十一号中「株式会社等」とあるのは「法人」とする。

3・4 (略)

- 5 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二百七十二条の十一第二項及び第二百七十二条の二十六の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の十一第二項中「少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が」とあるの

令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

- 2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3・5 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等に関する経過措置)

- 第十四条 新保険業法第二百七十一条の二十四の規定は、施行日以後に開始する営業年度に係る同条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した営業年度に係る旧保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書については、なお従前の例による。

(特定保険業を行う法人に関する経過措置)

第十五条 (略)

- 2 前項の法人に対する新保険業法第二百七十二条の二第一項及び第二百七十二条の四第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の二第一項第二号中「資本金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第三号中「取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)」とあるのは「役員」と、新保険業法第二百七十二条の四第一項第二号中「資本金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「株式会社又は相互会社(以下この項において「株式会社等」という。)」とあるのは「法人」と、同項第三号から第八号までの規定中「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第九号中「他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う」とあるのは「他に行う」と、「認められる株式会社等」とあるのは「認められる法人」と、同項第十号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員」と、「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第十一号中「株式会社等」とあるのは「法人」とする。

3・4 (略)

- 5 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二百七十二条の十一第二項及び第二百七十二条の二十六の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の十一第二項中「少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が」とあるの

は「当該少額短期保険業者が」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第二号から第四号まで」と、同条第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員」とする。

6 (略)

7 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十五条第三項に規定する移転会社である場合においては、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条の二第一項中「取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）」とあるのは「役員」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」とする。

8 (略)

9 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十四条第二項に規定する委託会社である場合においては、同項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十六条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

10～15 (略)

16 特定少額短期保険業者の会社分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 (略)

18 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二編第十章第二節の規定の適用については、新保険業法第二百五十条第四項中「第一項の場合において、保険会社等」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者を除く。）」と、「外国保険会社

は「当該少額短期保険業者が」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第二号から第四号まで」と、同条第二項中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員」とする。

6 (略)

7 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十五条第三項に規定する移転会社である場合においては、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条の二第一項中「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」とあるのは「役員」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」とする。

8 (略)

9 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十四条第二項に規定する委託会社である場合においては、同項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十六条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）（これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

10～15 (略)

16 特定少額短期保険業者の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 (略)

18 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二編第十章第二節の規定の適用については、新保険業法第二百五十条第四項中「第一項の場合において、保険会社等」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者を除く。）」と、「外国保険会社



等」とあるのは「外国保険会社等（同法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者を含む。）」と、新保険業法第二百五十四条第三項中「第一項の保険会社等は、」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（特定少額短期保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあつては」と、「目的となつてゐる旨を」とあるのは「目的となつてゐる旨を、特定少額短期保険業者にあつては合併契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む合併契約書が作成された旨を、それぞれ」とする。

19 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第三百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは「発起人、役員」とする。

20 特定少額短期保険業者の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置）

第十六条 （略）

2 14 （略）

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、新保険業法第二十条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、新保険業法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第五号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三百十五條第四号において同じ。）」と、新保険業法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号」とする。

16 18 （略）

等」とあるのは「外国保険会社等（同法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者を含む。）」と、新保険業法第二百五十四条第三項中「第一項の保険会社等は、」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（特定少額短期保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあつては」と、「目的となつてゐる旨を」とあるのは「目的となつてゐる旨を、特定少額短期保険業者にあつては合併契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む合併契約書が作成された旨を、それぞれ」と、新保険業法第二百五十五条の三第一項中「変更会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「変更会社の役員」とする。

19 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第三百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員」とする。

（新設）

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置）

第十六条 （略）

2 14 （略）

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、新保険業法第二十条第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、新保険業法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次条第一項第四号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三百十五條第四号において同じ。）」と、新保険業法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号」とする。

16 18 （略）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(預金保険機構の業務の特例)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「金融機関等の自己資本充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第一号の引受けにより取得をした優先株式等(当該優先株式等が優先株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、次に掲げる株式を含む。以下「取得優先株式等」という。)の譲渡その他の処分を行うこと。</p> <p>イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換(当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。)の請求が可能とされるものである場合にあってはその請求により転換された他の種類の株式又は当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあってはその事由が生じたことにより転換された他の種類の株式及び当該優先株式又はこれらの転換された他の種類の株式について分割され又は併合された株式</p> <p>ロ 当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(借入金及び預金保険機構債)</p> <p>第十一条 機構は、金融危機管理業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行若しくは金融機関等から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債(以下この条及び第二十七条において「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される機構債とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。</p> | <p>(預金保険機構の業務の特例)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (同上)</p> <p>イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる株式である場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定により分割又は併合された株式</p> <p>ロ 当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて商法の規定により分割又は併合された株式</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(借入金及び預金保険機構債券)</p> <p>第十一条 機構は、金融危機管理業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行若しくは金融機関等から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下この条及び第二十七条において「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。</p> |

(政府保証)

第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第十一条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

(預金保険法の適用)

第三十六条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号。以下「金融機能安定化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能安定化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十条第二項中「前項の定款」とあるのは「機構の定款」と、同項第五号中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び金融機能安定化緊急措置法第十二条に規定する金融危機管理審査委員会」と、同法第十五条第五号中「委員会が特に必要と認める事項」とあるのは「委員会が特に必要と認める事項（金融機能安定化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能安定化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能安定化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三条」とあるのは「第四十三条（金融機能安定化緊急措置法第三十条第五項において準用する場合を含む。）」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は金融機能安定化緊急措置法第二十八条に規定する金融危機管理基金に属する現金」とする。

(政府保証)

第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第十一条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(預金保険法の適用)

第三十六条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号。以下「金融機能安定化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能安定化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十条第二項中「前項の定款」とあるのは「機構の定款」と、同項第五号中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び金融機能安定化緊急措置法第十二条に規定する金融危機管理審査委員会」と、同法第十五条第五号中「委員会が特に必要と認める事項」とあるのは「委員会が特に必要と認める事項（金融機能安定化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能安定化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能安定化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三条」とあるのは「第四十三条（金融機能安定化緊急措置法第三十条第五項において準用する場合を含む。）」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は金融機能安定化緊急措置法第二十八条に規定する金融危機管理基金に属する現金」とする。